

郡山市教育委員会告示第19号

郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）に基づき郡山市少年湖畔の村指定管理者選定審議会設置規程を次のように定める。

令和8年3月31日

郡山市教育委員会  
教育長 早 崎 保 夫

郡山市少年湖畔の村指定管理者選定審議会設置規程

（設置）

第1条 郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）第1条第1項第2号に規定する指定管理者の候補者を選定するため、同条第1項の規定に基づき郡山市少年湖畔の村指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌する事務等）

第2条 審議会は郡山市少年湖畔の村の指定管理者の候補者選定に関して、郡山市事業者選定審議会条例第2条に規定する事務を所掌する。

2 審議会の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年3月31日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、審議会の審議が終了したときに、その効力を失う。